

非営利型一般社団法人北海道農業会議定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道農業会議という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く農業者の立場を代表する組織として、農業委員会相互の連絡調整、情報提供活動等の農業委員会ネットワーク業務を通じ、農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資するとともに、担い手等の支援業務を行うことにより農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- 一 農業委員会相互の連絡調整ならびにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、農業委員会等に関する法律（以下、「農業委員会法」という。）第17条に規定する農地利用最適化推進委員及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援
 - 二 農地に関する情報の収集、整理及び提供
 - 三 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援
 - 四 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援
 - 五 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援
 - 六 農業一般に関する調査及び情報の提供
 - 七 農地法その他の法令の規定により都道府県農業委員会ネットワーク機構が行うとされた業務
 - 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務
 - 九 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定めるほか、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出する業務を行う。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(この法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的及び業務に賛同又は賛助する個人または団体であつて、次項の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。

2 この法人に次の会員を置く。

- 一 普通会員
- 二 賛助会員

3 前項の会員のうち、普通会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団法人法」という。)上の社員とする。

4 普通会員たる資格を有する者は、この法人の目的及び業務に賛同する個人であつて次に掲げる者とする。

- 一 北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員
- 二 農業に関し学識経験を有する者で理事会が指名した者 10人以内

5 前項に掲げる個人のほか、この法人の目的及び業務に賛同する次に掲げる法人及び団体は普通会員たる資格を有する。

- 一 北海道内の市町村
- 二 北海道農業協同組合中央会
- 三 北海道農業共済組合連合会又は特定組合(農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第53条の2第4項の特定組合をいう)
- 四 ホクレン農業協同組合連合会、北海道信用農業協同組合連合会、北海道厚生農業協同組合連合会、北海道の区域の全部又は一部をその区域とする農業協同組合及び農協協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会北海道本部、北海道の区域内に住所を有する全国段階の農業協同組合連合会の北海道本部及び農林中央金庫の支店
- 五 北海道農業公社、北海道土地改良事業団体連合会、北海道農業信用基金協会、北海道酪農協会
- 六 その他北海道の区域内に住所を有し、かつ農業の改良発達を図ることを目的とする団体

6 賛助会員は、この法人目的及び業務に賛助し、その業務を推進する個人及び団体とする。

(会員の資格等)

第7条 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、普通会員となれない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(入会)

第8条 この法人の普通会員及び賛助会員となろうとする者が入会する場合、会長が別に

定める所定の様式による申し込みをし、理事会において、その承認を受けなければならない。ただし、第6条第4項第2号の会員になろうとする者が入会する場合はそのかぎりではない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第4項第1号の普通会員たる資格を有する者については、その申し込みをもって、この法人の普通会員として入会するものとする。

3 法人及び団体会員にあっては、この法人に対して法人及び団体を代表して権利を行使する1名の者（以下、「会員代表者」という。）を定め、会長にその旨を提出するものとする。会員代表者を変更した場合は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

（経費等の負担）

第9条 普通会員は、この法人の目的を達成するため、この法人の事業推進に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、第6条第4項の者でこの法人に入会した普通会員については、総会において別に定めるところによりこれを免除することができる。

2 賛助会員は、この法人の目的及び業務を賛助するため、総会において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第10条 会員は、60日前までに予告し、別に定める退会届を会長に提出して、事業年度の終わりにおいて退会することができる。

（法定退会）

第11条 会員は、次に掲げる場合には、退会する。

一 会費の支払い義務を1年間以上履行しなかったとき

二 総普通会員が同意したとき

三 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき

四 第6条第4項第1号の規定による会員にあっては、その者が農業委員会の会長であるときは会長の身分を失ったとき又はその者が農業委員会が指名した委員であるときは農業委員会からの指名を取り消されたとき

ただし、任期満了後、再任されたときはそのかぎりではない

五 除名されたとき

（除名）

第12条 この法人の会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、総会の1週間前までに、その旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えるものとする。

一 この計画（定款）その他の規則に違反したとき

二 この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をしたとき

三 その他会員としての義務に違反するなど正当な事由があるとき

2 会長は、前項により除名が決議されたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、普通会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 農業委員会法第44条に規定する業務規程の変更
- 五 事業報告及び貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 借入金の最高限度額
- 九 事業計画及び収支予算の設定ならびに変更
- 十 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内及び、事業年度の末月に開催するほか、必要がある場合に、臨時総会を開催する。

2 前項の通常総会をもって、一般社団法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総普通会员の議決権の10分の1以上の議決権を有する普通会员は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

4 総会を招集するときは、総会の日から2週間前までにその会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、1普通会员につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総普通会員の議決権の過半数を有する普通会員が出席し、出席した当該普通会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会員の議決権の3分の2以上を有する普通会員が出席し、総普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(書面又は代理人、電磁的方法による決議)

第20条 総会に出席できない普通会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人、電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面の送付又は電磁的方法での送付による議決権の行使は、総会の日時の前日の業務時間の終了までにこの法人に到達しないときは無効とし、それまでの間に同一方法で複数到達したときは最後に到達したものを有効とする。

3 代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

4 前各項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

5 書面及び電磁的方法による議決権の重複行使は行えず、重複の際は、書面による決議を有効とする。

(決議の省略)

第21条 理事又は普通会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき普通会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が普通会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、普通会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び総会に出席した普通会員の中から選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

- 一 日時及び場所
- 二 普通会員の現在数、出席普通会員数及び出席普通会員の氏名（書面表決者及び表決委任者、電磁的方法による表決者の場合であっては、その旨を付記すること。）
- 三 議案
- 四 議事の経過の要領及びその結果

- 五 出席した役員及び議長の氏名
- 六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第4章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上22名以内
 - イ 第6条第4項第一号会員から14名以内
 - ロ 第6条第4項第二号会員から2名以内
 - ハ 第6条第5項第一号会員の会員代表者から2名以内
 - ニ 第6条第5項第二号・第四号会員の会員代表者から2名以内
 - ホ 第6条第5項第三号・第五号・第六号会員の会員代表者から2名以内
 - 二 監事 2名以上3名以内
 - イ 第6条第4項第一号・第二号会員から3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とするほか、必要があるときは1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第25条 理事及び監事は、普通会员及び普通会员の会員代表者のうちから、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は職員（一般社団法人法に規定する使用人をいう。以下同じ。）を兼ねることができない。
- 4 各理事について、以下のイからへに掲げる者の合計数は理事総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。
- イ 当該理事の配偶者
 - ロ 当該理事の三親等以内の親族
 - ハ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ニ 当該理事の使用人
 - ホ イからニまでに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - へ ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務の執行の決定を行う。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執

行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、法令及びこの定款の定めるところにより、その業務を執行する。会長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順位に従い、その職務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、法令及びこの定款の定めるところにより、その業務を執行する。また、会長及び副会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
 - 4 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他省令で定めるものを調査しなければならない。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対しては、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、理事会の決議により別に定める。

(責任免除)

第31条 この法人は、一般社団法人法第114条の規定により一般社団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除するこ

とができる。

(参 与)

第 32 条 この法人に、参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 参与は、この法人の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じる。

4 参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 理事会

(構 成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

一 総会の招集及び総会に附議すべき事項の決定

二 諸規程の制定又は改廃に関する事項

三 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

四 理事の業務の執行の監督

五 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

六 その他理事会において必要と認めた事項

(招集等)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長及び副会長が欠けたとき又は、会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提

案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を書面又は電磁的方法により通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事について、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、会長及び出席した監事が記名押印する。

- 一 日時及び場所
- 二 理事の現在数
- 三 出席した理事及び議長の氏名
- 四 議案
- 五 議事の経過の要領及びその結果

第 6 章 常設審議委員会

(設 置)

第 41 条 この法人に、常設審議委員会を置く。

(任 務)

第 42 条 常設審議委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- 一 農業委員会法第 43 条第 1 項第 7 号に規定する農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うとされた事項
 - 二 農業委員会法第 53 条第 1 項の規定に基づく関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出に関する事項
 - 三 総会又は理事会が必要と認めた事項
- 2 常設審議委員会が行った前項の事項の処理については、理事会に報告するものとする。

(常設審議委員)

第 43 条 常設審議委員会は、常設審議委員をもって構成する。

- 2 常設審議委員は、会長及び副会長、専務理事のほか、理事会が別に定める運営規程に基づき、会長が理事会の了承を得て選任した者とする。
- 3 常設審議委員は、次に掲げる場合には、その地位を失う。
 - 一 第 6 条第 4 項に規定する会員である委員は普通会員でなくなったとき。
 - 二 第 6 条第 5 項に規定する会員に所属する委員はその地位を失ったとき。
 - 三 常設審議委員を辞することについて、他の常設審議委員の過半数の同意を得たとき。
 - 四 会長及び副会長、専務理事である常設審議委員にあつては、会長及び副会長、専務理事でなくなったとき。

(招集等)

第44条 常設審議委員会は、会長が招集する。

- 2 会長及び副会長が欠けたとき又は、会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ常設審議委員会で定めた順序により、他の委員が招集する。

(議長)

第45条 常設審議委員会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長及び副会長が欠けたとき又は、会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ常設審議委員会で定めた順序により、他の委員があたる。

(議事録)

第46条 常設審議委員会の議事について、議事録を作成する。

- 2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び常設審議委員会に出席した常設審議委員の中から、その常設審議委員会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

- 一 日時及び場所
- 二 常設審議委員の現在数
- 三 出席した常設審議委員及び議長の氏名
- 四 議案
- 五 議事の経過の要領及びその結果

(常設審議委員の手当等)

第47条 常設審議委員には、理事会で定める総額の範囲内で、理事会において別に定める手当を支給することができる。

- 2 常設審議委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、理事会の決議により別に定める。

(運営)

第48条 このほか、常設審議委員会の運営に必要な事項は、理事会が別に定める運営規程による。

第7章 事務局等

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長のほか所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の種別)

第50条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 基本財産
- 二 その他の財産

(基本財産)

第51条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして総会で定めた財産とする。

- 2 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第53条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(会計帳簿の作成及び保存)

第54条 この法人は、法令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

- 2 この法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第55条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て総会に提出し、承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、総会の承認後、速やかに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第56条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。ただし、第2号及び第5号の書類については、理事会の承認とする。

- 一 事業報告

- 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類については、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により報告又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くものとするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不分配）

第57条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第58条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第59条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第60条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国又は地方公共団体若しくはこの法人と類似の事業を目的とするイ又はロの公益的な法人に贈与するものとする。

イ 公益社団法人又は公益財団法人

ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

第5条第17号イからトまでに掲げる法人

（清 算）

第61条 この法人が清算をする場合は、一般社団法人法に規定する清算の手続きをもって行う。

第10章 雑則

（細 則）

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の事務運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が定める。

（法令の準拠）

第63条 この定款にない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、岡村 雅敏とする。
- 3 組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

① 第6条第4項第一号会員

山下 義昭	(南幌町農業委員会会長)
大関 光敏	(奈井江農業委員会会長)
吉田 智	(由仁町農業委員会会長)
工藤 徳久	(長沼町農業委員会会長)
田村 繁則	(栗山町農業委員会会長)
多田 正光	(月形町農業委員会会長)
佐藤 浩司	(浦臼町農業委員会会長)
上家 博	(新十津川町農業委員会会長)
吉澤 良二	(妹背牛町農業委員会会長)
造田 聡	(秩父別町農業委員会会長)
梶野 幸二	(雨竜町農業委員会会長)
橋本 勝久	(北竜町農業委員会会長)
山岡 禎弘	(沼田町農業委員会会長)
後藤 敏一	(夕張市農業委員会会長)
鎌田 貞一	(岩見沢市農業委員会会長)
小川 俊美	(美唄市農業委員会会長)
川原 光広	(芦別市農業委員会会長)
田村 元一	(赤平市農業委員会会長)
澤田 益治	(三笠市農業委員会会長)
木幡 孝雄	(滝川市農業委員会会長)
渡邊 勝郎	(砂川市農業委員会会長)
伊東 光男	(深川市農業委員会会長)
川村 義宏	(当別町農業委員会会長)
黒壁 忠雄	(新篠津村農業委員会会長)
田中 紘	(北広島市農業委員会会長)
須藤 義春	(石狩市農業委員会会長)
萩原 俊裕	(江別市農業委員会会長)
土居 利幸	(千歳市農業委員会会長)
長部 紘次	(恵庭市農業委員会会長)
漆崎 智	(札幌市農業委員会会長)
川岸 一次	(島牧村農業委員会会長)
成田 正俊	(寿都町農業委員会会長)
居川 義信	(黒松内町農業委員会会長)

福村 正見 (蘭越町農業委員会会長)
荒木 隆志 (ニセコ町農業委員会会長)
藤田 英則 (真狩村農業委員会会長)
丸岡 勇司 (留寿都村農業委員会会長)
川邊 浩一 (喜茂別町農業委員会会長)
後藤 耕蔵 (京極町農業委員会会長)
大橋 章夫 (倶知安町農業委員会会長)
工藤 一男 (共和町農業委員会会長)
長谷川 剛 (岩内町農業委員会会長)
高野 健治 (積丹町農業委員会会長)
池田 範彦 (古平町農業委員会会長)
天野 信文 (仁木町農業委員会会長)
下館 孝三 (余市町農業委員会会長)
阿部 猛 (赤井川村農業委員会会長)
北島 吉治 (小樽市農業委員会会長)
勝木 豊 (豊浦町農業委員会会長)
京谷 常美 (洞爺湖町農業委員会会長)
南 和孝 (壮瞥町農業委員会会長)
石川 宏 (白老町農業委員会会長)
山田 之博 (安平町農業委員会会長)
小谷 和宏 (厚真町農業委員会会長)
中島 勝美 (むかわ町農業委員会会長)
菅原 俊和 (伊達市農業委員会会長)
丹羽 秀則 (苫小牧市農業委員会会長)
井野 知弘 (登別市農業委員会会長)
白瀬 行夫 (日高町農業委員会会長)
宮入 司 (平取町農業委員会会長)
片山 豊 (新冠町農業委員会会長)
金森 靖一 (新ひだか町農業委員会会長)
小林 政幸 (浦河町農業委員会会長)
中村 勝則 (様似町農業委員会会長)
石川 昭彦 (えりも町農業委員会会長)
小川 陽一 (松前町農業委員会会長)
佐藤 孝男 (福島町農業委員会会長)
伊藤 政博 (知内町農業委員会会長)
森永 康男 (木古内町農業委員会会長)
久保田隆博 (七飯町農業委員会会長)
宮本 秀逸 (森町農業委員会会長)
小林 石男 (八雲町農業委員会会長)
脇 敏昭 (長万部町農業委員会会長)
大槻 寅男 (函館市農業委員会会長)
木村 英一 (北斗市農業委員会会長)

吉田喜代志 (江差町農業委員会会長)
大口 勇 (上ノ国町農業委員会会長)
相良 一之 (厚沢部町農業委員会会長)
鈴木 昌夫 (乙部町農業委員会会長)
海老原 浩 (奥尻町農業委員会会長)
原田 喜博 (せたな町農業委員会会長)
村上 仁司 (今金町農業委員会会長)
吉本 憲 (鷹栖町農業委員会会長)
山本 康宏 (東神楽町農業委員会会長)
氏家 知身 (当麻町農業委員会会長)
上西 彰一 (比布町農業委員会会長)
柴田 隆 (愛別町農業委員会会長)
青木 光晴 (上川町農業委員会会長)
小林 喜一 (東川町農業委員会会長)
川崎 章道 (美瑛町農業委員会会長)
青地 修 (上富良野町農業委員会会長)
長谷川 盟 (中富良野町農業委員会会長)
小林 彦一 (南富良野町農業委員会会長)
安田 堅吾 (占冠村農業委員会会長)
宮崎 光行 (和寒町農業委員会会長)
小笠原敏克 (剣淵町農業委員会会長)
藤原 基喜 (下川町農業委員会会長)
外崎 敬雄 (美深町農業委員会会長)
長尾 宝一 (音威子府村農業委員会会長)
水野 義春 (中川町農業委員会会長)
高橋 勝好 (幌加内町農業委員会会長)
安友 進 (旭川市農業委員会会長)
松川 英一 (士別市農業委員会会長)
進藤 博明 (名寄市農業委員会会長)
東谷 正 (富良野市農業委員会会長)
仙北 登 (増毛町農業委員会会長)
吉本 淳一 (小平町農業委員会会長)
永田 紀男 (苫前町農業委員会会長)
高見 忠芳 (羽幌町農業委員会会長)
立田 幸男 (初山別村農業委員会会長)
菅野 健悦 (遠別町農業委員会会長)
穴戸 栄一 (天塩町農業委員会会長)
中原 耕治 (留萌市農業委員会会長)
小尾 淳一 (猿払村農業委員会会長)
小川 文夫 (浜頓別町農業委員会会長)
森川 健一 (中頓別町農業委員会会長)
高橋 壮治 (枝幸町農業委員会会長)

長尾喜代一 (豊富町農業委員会会長)
 卯子澤芳彦 (幌延町農業委員会会長)
 島田 誠司 (稚内市農業委員会会長)
 山神 正信 (大空町農業委員会会長)
 鈴木 幸往 (美幌町農業委員会会長)
 田原 賢二 (津別町農業委員会会長)
 新沼 昇 (斜里町農業委員会会長)
 近藤 博 (清里町農業委員会会長)
 今村 昇 (小清水町農業委員会会長)
 清井 敏行 (訓子府町農業委員会会長)
 篠原 正美 (置戸町農業委員会会長)
 佐野 敏治 (佐呂間町農業委員会会長)
 新国 純一 (遠軽町農業委員会会長)
 阿部 善夫 (湧別町農業委員会会長)
 舟根 功 (滝上町農業委員会会長)
 三浦 敏 (興部町農業委員会会長)
 佐久間純一 (西興部村農業委員会会長)
 吉田 隆好 (雄武町農業委員会会長)
 辻本 伸介 (北見市第一農業委員会会長)
 小川 吉猶 (北見市第二農業委員会会長)
 乾 英二 (網走市農業委員会会長)
 千葉 好弘 (紋別市農業委員会会長)
 鴨川 清助 (音更町農業委員会会長)
 渡邊 睦実 (士幌町農業委員会会長)
 早坂 晴雄 (上士幌町農業委員会会長)
 櫻井 公彦 (鹿追町農業委員会会長)
 湯浅 佳春 (新得町農業委員会会長)
 澤口 貴 (清水町農業委員会会長)
 土江田泰憲 (芽室町農業委員会会長)
 道見 文夫 (中札内村農業委員会会長)
 織田 忠司 (更別村農業委員会会長)
 鈴木 正喜 (大樹町農業委員会会長)
 新海 敏春 (広尾町農業委員会会長)
 谷内 雅貴 (幕別町農業委員会会長)
 小林 靖夫 (池田町農業委員会会長)
 竹下 昌徳 (豊頃町農業委員会会長)
 山西 輝美 (本別町農業委員会会長)
 阿部 正則 (足寄町農業委員会会長)
 多胡 裕司 (陸別町農業委員会会長)
 小川 博幸 (浦幌町農業委員会会長)
 木下美智夫 (帯広市農業委員会会長)
 工藤 徳一 (釧路町農業委員会会長)

荒岡 正 (厚岸町農業委員会会長)
梅原 順一 (浜中町農業委員会会長)
佐瀬日出夫 (標茶町農業委員会会長)
塩沢 稔宏 (弟子屈町農業委員会会長)
松下 勉 (鶴居村農業委員会会長)
林 善幸 (白糠町農業委員会会長)
野村 照明 (釧路市農業委員会会長)
小野 榮一 (別海町農業委員会会長)
安田 稔 (中標津町農業委員会会長)
田中 陽一 (標津町農業委員会会長)
佐藤 幸男 (根室市農業委員会会長)

② 第6条第4項第二号会員

岡村 雅敏 (紋別市農業委員)
坂下 明彦 (北海道大学 大学院 農学研究院 農業経済学分野 教授)
佐久間 亨 (一般社団法人北海道農業会議 事務局長事務取扱)

③ 第6条第5項第一号会員

空知郡南幌町 〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
空知郡奈井江町 〒079-0392 北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地
夕張郡由仁町 〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地
夕張郡長沼町 〒069-1392 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号
夕張郡栗山町 〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
樺戸郡月形町 〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地
樺戸郡浦臼町 〒061-0692 北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地15
樺戸郡新十津川町 〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1
雨竜郡妹背牛町 〒079-0592 北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地
雨竜郡秩父別町 〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
雨竜郡雨竜町 〒078-2692 北海道雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地
雨竜郡北竜町 〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和11番地1
雨竜郡沼田町 〒078-2202 北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号
夕張市 〒068-0492 北海道夕張市本町4丁目2番地
岩見沢市 〒068-8686 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
美唄市 〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
芦別市 〒075-8711 北海道芦別市北1条東1丁目3番地
赤平市 〒079-1192 北海道赤平市泉町4丁目1番地
三笠市 〒068-2192 北海道三笠市幸町2番地
滝川市 〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号
砂川市 〒073-0195 北海道砂川市西6条北3丁目1番1号
深川市 〒074-8650 北海道深川市2条17番17号
石狩郡当別町 〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
石狩郡新篠津村 〒068-1192 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地
北広島市 〒061-1192 北海道北広島市中央4丁目2番地1
石狩市 〒061-3292 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

江別市 〒067-8674 北海道江別市高砂町 6 番地
千歳市 〒066-8686 北海道千歳市東雲町 2 丁目 34 番地
恵庭市 〒061-1498 北海道恵庭市京町 1 番地
札幌市 〒060-8611 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
島牧郡島牧村 〒048-0621 北海道島牧郡島牧村字泊 83 番地 1
寿都郡寿都町 〒048-0406 北海道寿都郡寿都町字渡島町 140 番地 1
寿都郡黒松内町 〒048-0192 北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1
磯谷郡蘭越町 〒048-1392 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5
虻田郡ニセコ町 〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 47 番地
虻田郡真狩村 〒048-1631 北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地
虻田郡留寿都村 〒048-1731 北海道虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地
虻田郡喜茂別町 〒044-0292 北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別 123 番地
虻田郡京極町 〒044-0101 北海道虻田郡京極町字京極 527 番地
虻田郡倶知安町 〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北 1 条東 3 丁目 3
岩内郡共和町 〒048-2292 北海道岩内郡共和町南幌似 38 番地 2
岩内郡岩内町 〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台 134 番地 1
積丹郡積丹町 〒046-0292 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船瀬 48 番地 5
古平郡古平町 〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町 40 番地 4
余市郡仁木町 〒048-2492 北海道余市郡仁木町西町 1 丁目 36 番地 1
余市郡余市町 〒046-8546 北海道余市郡余市町朝日町 26 番地
余市郡赤井川村 〒046-0592 北海道余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2
小樽市 〒047-8660 北海道小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号
虻田郡豊浦町 〒049-5492 北海道虻田郡豊浦町字船見町 10 番地
虻田郡洞爺湖町 〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地
有珠郡壮瞥町 〒052-0101 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町 287 番地 7
白老郡白老町 〒059-0995 北海道白老郡白老町大町 1 丁目 1 番 1 号
勇払郡安平町 〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地
勇払郡厚真町 〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町 120 番地
勇払郡むかわ町 〒054-8660 北海道勇払郡むかわ町美幸 2 丁目 88 番地
伊達市 〒052-0024 北海道伊達市鹿島町 20 番地 1
苫小牧市 〒053-8722 北海道苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号
登別市 〒059-8701 北海道登別市中央町 6 丁目 11 番地
室蘭市 〒051-8511 北海道室蘭市幸町 1 番 2 号
沙流郡日高町 〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町 210 番地の 1
沙流郡平取町 〒055-0192 北海道沙流郡平取町本町 28 番地
新冠郡新冠町 〒059-2492 北海道新冠郡新冠町字北星町 3 番地の 2
日高郡新ひだか町 〒056-8650 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町 3 丁目 2 番 50 号
浦河郡浦河町 〒057-8511 北海道浦河郡浦河町築地 1 丁目 3 番 1 号
様似郡様似町 〒058-8501 北海道様似郡様似町大通 1 丁目 21 番地
幌泉郡えりも町 〒058-0292 北海道幌泉郡えりも町字本町 206 番地
松前郡松前町 〒049-1592 北海道松前郡松前町字福山 248 番地
松前郡福島町 〒049-1392 北海道松前郡福島町字福島 820 番地

上磯郡知内町 〒049-1103 北海道上磯郡知内町字重内 21 番地 1
上磯郡木古内町 〒049-0422 北海道上磯郡木古内町字本町 218 番地
亀田郡七飯町 〒041-1192 北海道亀田郡七飯町本町 6 丁目 1 番 1 号
茅部郡森町 〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町 144 番地 1
二世郡八雲町 〒049-3192 北海道二世郡八雲町住初町 138 番地
山越郡長万部町 〒049-3592 北海道山越郡長万部町字長万部 453 番地 1
函館市 〒040-8666 北海道函館市東雲町 4 番 13 号
北斗市 〒049-0192 北海道北斗市中央 1 丁目 3 番 10 号
檜山郡江差町 〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地の 1
檜山郡上ノ国町 〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留 100 番地
檜山郡厚沢部町 〒043-1113 北海道檜山郡厚沢部町新町 207 番地
爾志郡乙部町 〒043-0103 北海道爾志郡乙部町字緑町 388 番地
奥尻郡奥尻町 〒043-1498 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻 806 番地
久遠郡せたな町 〒049-4592 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1
瀬棚郡今金町 〒049-4393 北海道瀬棚郡今金町字今金 48 番地の 1
上川郡鷹栖町 〒071-1292 北海道上川郡鷹栖町南 1 条 3 丁目 5 番 1 号
上川郡東神楽町 〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号
上川郡当麻町 〒078-1393 北海道上川郡当麻町 3 条東 2 丁目 11 番 1 号
上川郡比布町 〒078-0392 北海道上川郡比布町北町 1 丁目 2 番 1 号
上川郡愛別町 〒078-1492 北海道上川郡愛別町字本町 179 番地
上川郡上川町 〒078-1753 北海道上川郡上川町南町 180 番地
上川郡東川町 〒071-1492 北海道上川郡東川町東町 1 丁目 16 番 1 号
上川郡美瑛町 〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町 4 丁目 6 番 1 号
空知郡上富良野町 〒071-0596 北海道空知郡上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号
空知郡中富良野町 〒071-0795 北海道空知郡中富良野町本町 9 番 1 号
空知郡南富良野町 〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅 867 番地
勇払郡占冠村 〒079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央
上川郡和寒町 〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町 120 番地
上川郡剣淵町 〒098-0392 北海道上川郡剣淵町仲町 37 番 1 号
上川郡下川町 〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町 63 番地
中川郡美深町 〒098-2252 北海道中川郡美深町字西町 18 番地
中川郡音威子府村 〒098-2501 北海道中川郡音威子府村字音威子府 444 番地 1
中川郡中川町 〒098-2892 北海道中川郡中川町字中川 337 番地
雨竜郡幌加内町 〒074-0492 北海道雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地
旭川市 〒070-8525 北海道旭川市 6 条通 9 丁目 46 番地
士別市 〒095-8686 北海道士別市東 6 条 4 丁目 1 番地
名寄市 〒096-8686 北海道名寄市大通南 1 丁目 1 番地
富良野市 〒076-8555 北海道富良野市弥生町 1 番 1 号
増毛郡増毛町 〒077-0292 北海道増毛郡増毛町弁天町 3 丁目 61 番地
留萌郡小平町 〒078-3392 北海道留萌郡小平町字小平町 216 番地
苫前郡苫前町 〒078-3792 北海道苫前郡苫前町字旭 37 番地の 1
苫前郡羽幌町 〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1

苫前郡初山別村 ㊦078-4492 北海道苫前郡初山別村字初山別 96 番地 1
 天塩郡遠別町 ㊦098-3543 北海道天塩郡遠別町字本町 3 丁目 37 番地
 天塩郡天塩町 ㊦098-3398 北海道天塩郡天塩町新栄通 8 丁目 1466 番地の 113
 留萌市 ㊦077-8601 北海道留萌市幸町 1 丁目 11 番地
 宗谷郡猿払村 ㊦098-6232 北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町 172 番地 1
 枝幸郡浜頓別町 ㊦098-5792 北海道枝幸郡浜頓別町中央南 1 番地
 枝幸郡中頓別町 ㊦098-5595 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別 172 番地 6
 枝幸郡枝幸町 ㊦098-5892 北海道枝幸郡枝幸町本町 916 番地
 天塩郡豊富町 ㊦098-4110 北海道天塩郡豊富町字上サロベツ 2542 番地 2
 天塩郡幌延町 ㊦098-3207 北海道天塩郡幌延町宮園町 1 番地 1
 稚内市 ㊦097-8686 北海道稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号
 網走郡大空町 ㊦099-2392 北海道網走郡大空町女満別西 3 条 4 丁目 1 番 1 号
 網走郡美幌町 ㊦092-8650 北海道網走郡美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地
 網走郡津別町 ㊦092-0292 北海道網走郡津別町字幸町 41 番地
 斜里郡斜里町 ㊦099-4192 北海道斜里郡斜里町本町 12 番地
 斜里郡清里町 ㊦099-4492 北海道 斜里郡清里町羽衣町 13 番地
 斜里郡小清水町 ㊦099-3698 北海道斜里郡小清水町字小清水 217 番地の 1
 常呂郡訓子府町 ㊦099-1498 北海道常呂郡訓子府町東町 398 番地
 常呂郡置戸町 ㊦099-1100 北海道常呂郡置戸町字置戸 181 番地
 常呂郡佐呂間町 ㊦093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町 3 番地の 1
 紋別郡遠軽町 ㊦099-0492 北海道紋別郡遠軽町 1 条通北 3 丁目 1 番地 1
 紋別郡湧別町 ㊦099-6592 北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 318 番地
 紋別郡滝上町 ㊦099-5692 北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地 4 条通 2 丁目 1 番地
 紋別郡興部町 ㊦098-1692 北海道紋別郡興部町字興部 710 番地
 紋別郡西興部町 ㊦098-1501 北海道紋別郡西興部村字西興部 100 番地
 紋別郡雄武町 ㊦098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武 700 番地
 北見市 ㊦090-8509 北海道北見市大通西 2 丁目 1 番地 まちきた大通ビル 4~7 階
 網走市 ㊦093-8555 北海道網走市南 6 条東 4 丁目 1 番地
 紋別市 ㊦094-8707 北海道紋別市幸町 2 丁目 1 番 18 号
 河東郡音更町 ㊦080-0198 北海道河東郡音更町元町 2 番地
 河東郡士幌町 ㊦080-1200 北海道河東郡士幌町字士幌 225 番地
 河東郡上士幌町 ㊦080-1492 北海道河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 238 番地
 河東郡鹿追町 ㊦081-0292 北海道河東郡鹿追町東町 1 丁目 15 番地 1
 上川郡新得町 ㊦081-8501 北海道上川郡新得町 3 条南 4 丁目 26 番地
 上川郡清水町 ㊦089-0192 北海道上川郡清水町南 4 条 2 丁目 2 番地
 河西郡芽室町 ㊦082-8651 北海道河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 14 番地
 河西郡中札内村 ㊦089-1392 北海道河西郡中札内村大通南 2 丁目 3 番地
 河西郡更別村 ㊦089-1595 北海道河西郡更別村字更別南 1 線 93 番地
 広尾郡大樹町 ㊦089-2195 北海道広尾郡大樹町東本通 33 番地
 広尾郡広尾町 ㊦089-2692 北海道広尾郡広尾町西 4 条 7 丁目 1 番地 1
 中川郡幕別町 ㊦089-0692 北海道中川郡幕別町本町 130 番地
 中川郡池田町 ㊦083-8650 北海道中川郡池田町字西 1 条 7 丁目 11 番地

中川郡豊頃町 〒089-5392 北海道中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地
 中川郡本別町 〒089-3392 北海道中川郡本別町北 2 丁目 4 番地 1
 足寄郡足寄町 〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北 1 条 4 丁目 48 番地 1
 足寄郡陸別町 〒089-4311 北海道足寄郡陸別町字陸別東 1 条 3 丁目 1 番地
 十勝郡浦幌町 〒089-5692 北海道十勝郡浦幌町字桜町 15 番地 6
 帯広市 〒080-8670 北海道帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地
 釧路郡釧路町 〒088-0692 北海道釧路郡釧路町別保 1 丁目 1 番地
 厚岸郡厚岸町 〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄 3 丁目 1 番地
 厚岸郡浜中町 〒088-1592 北海道厚岸郡浜中町霧多布東 4 条 1 丁目 35 番地 1
 川上郡標茶町 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上 4 丁目 2 番地
 川上郡弟子屈町 〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央 2 丁目 3 番 1 号
 阿寒郡鶴居村 〒085-1203 北海道阿寒郡鶴居村鶴居西 1 丁目 1 番地
 白糠郡白糠町 〒088-0392 北海道白糠郡白糠町西 1 条南 1 丁目 1 番地 1
 釧路市 〒085-8505 北海道釧路市黒金町 7 丁目 5 番地
 野付郡別海町 〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町 280 番地
 標津郡中標津町 〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山 2 丁目 22 番地
 標津郡標津町 〒086-1632 北海道標津郡標津町北 2 条西 1 丁目 1 番 3 号
 目梨郡羅臼町 〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83
 根室市 〒087-8711 北海道根室市常盤町 2 丁目 27 番地

④ 第 6 条第 5 項第 2 号会員

北海道農業協同組合中央会

〒060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル 10 階

⑤ 第 6 条第 5 項第 3 号会員

北海道農業共済組合連合会

〒060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル 15 階

⑥ 第 6 条第 5 項第 4 号会員

ホクレン農業協同組合連合会

〒060-8651 北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 3 番地

北海道信用農業協同組合連合会

〒060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル

北海道厚生農業協同組合連合会

〒060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル

全国共済農業協同組合連合会北海道本部

〒060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル

⑦ 第 6 条第 5 項第 5 号会員

公益財団法人 北海道農業公社

〒060-0005 北海道札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 -23 北海道通信ビル 6 階

北海道土地改良事業団体連合会

〒060-0005 北海道札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 -23 北海道通信ビル 7 階

北海道農業信用基金協会

〒060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 北農ビル 14 階

一般社団法人 北海道酪農協会

4 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

代表理事	会長	岡村 雅敏	学識経験会員
代表理事	副会長	小林 政幸	浦河町農業委員会会長
代表理事	副会長	多田 正光	月形町農業委員会会長
専務理事		佐久間 亨	学識経験会員
理事		土居 利幸	千歳市農業委員会会長
理事		工藤 一男	共和町農業委員会会長
理事		南 和孝	壮瞥町農業委員会会長
理事		久保田隆博	七飯町農業委員会会長
理事		相良 一之	厚沢部町農業委員会会長
理事		松川 英一	士別市農業委員会会長
理事		菅野 健悦	遠別町農業委員会会長
理事		島田 誠司	稚内市農業委員会会長
理事		小川 吉猶	北見市第二農業委員会会長
理事		木下美智夫	帯広市農業委員会会長
理事		野村 照明	釧路市農業委員会会長
理事		安田 稔	中標津町農業委員会会長
理事		宮谷内留雄	蘭越町長
理事		能登 芳昭	富良野市長
理事		内田 和幸	北海道農業協同組合中央会副会長
理事		佐藤 彰	北海道信用農業協同組合連合会経営管理委員会副会長
理事		大野 稔彦	公益財団法人北海道農業公社常務理事
理事		前山 啓二	北海道土地改良団体連合会専務理事

5 組織変更後の一般社団法人の監事の氏名

監事		大槻 寅男	函館市農業委員会会長
監事		小林 彦一	南富良野町農業委員会会長
監事		佐藤 幸男	根室市農業委員会会長

6 この定款による総会又は理事会の権限とされた事項のうち、組織変更に関して必要な事項は、組織変更前の総会又は常任会議員会議の権限とする。